

選挙事務所の建築に伴う手続きについて

仮設の選挙事務所を建築される場合は、建築確認申請等の手続きが必要（一部地域を除く）となりますので、建築される場合には手続きを行なっていただくようお願いします。

なお、建築確認申請等の要・不要や受付窓口は次の表のとおりとなります。

建築する状況の別	確認申請の要・否	申請先
○新たに建築する事務所 (既存建築物を利用する場合を除く。)		
都市計画区域内 (旧佐賀市、諸富町、大和町の一部、川副町、東与賀町、久保田町)	必要	佐賀市建築指導課 若しくは 民間確認検査機関
都市計画区域外 (大和町の一部、富士町、三瀬村)		
1. 木造の建築物で3階建以上又は床面積500㎡を超えるもの	必要	
2. 鉄骨造等の建築物で2階建以上又は床面積200㎡を超えるもの	必要	
3. 1～2以外の建築物	不要	-

□必要となる手続きなど

・ 建築確認申請

申請様式及び建築図面などが必要となります。

・ 建築確認申請及び完了検査手数料（佐賀市手数料条例抜粋）

延べ床面積	確認申請手数料	完了検査手数料
30㎡以下	7,000円	14,000円
30㎡を超え100㎡以下	13,000円	17,000円
100㎡を超え200㎡以下	20,000円	23,000円

- ・ 仮設建築物許可申請（55,000円）※2階建て以下かつ500㎡以下の場合
建築場所や建築物の構造によって手続きが必要となる場合があります。

□問い合わせ先

・ 佐賀市建設部建築指導課 建築審査係

TEL 0952-40-7171（直通）

FAX 0952-40-7392